

## 平戸市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 平成28年4月27日(水) 午前9時30分から午前10時35分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(26人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

1番 吉福 弘実	3番 橋村弥壽夫	5番 松尾 正幸	6番 山村 茂巳
7番 筒井 幸吉	8番 本山 勝茂	9番 古里 時夫	10番 岡村 勝彦
11番 松山 矢市	12番 川尻 修治	13番 末永 武好	15番 塚本 順男
16番 瀧山 博	17番 濱崎 保久	19番 林 憲治	20番 藤沢 和正
21番 阿部 榮	22番 石田 勝巳	25番 横尾 秀雄	26番 大浦 正巳
27番 松本 一郎	28番 福田 延之	29番 藤永 和之	31番 山本 順子

4. 欠席委員(7人)

4番 七種 一郎	14番 山下 忠平	18番 末吉 清彦	23番 濱本 寿光
24番 川村 政幸	30番 西川 靖子	32番 宮田 克幸	

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告第 1 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告第 2 号 農地法第4条の規定による届出について

報告第 3 号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 3 号 非農地証明願について

議案第 4 号 第1回農用地利用集積計画(案)について

議案第 5 号 農作業賃金等の標準額(案)について

第6 閉 会

## 6. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 参事兼班長 福海 富美子 係長 前川 優博

主査 浦上 裕希 主査 近藤 裕司

## 7. 傍聴人の数 なし

## 8. 公開・非公開の別 公開

## 9. 会議の概要

### ○事務局長

ただ今から平成28年度第1回総会を開会いたします。はじめに会長がご挨拶を申し上げます。

### ○会 長

おはようございます。本日は朝から雨が降っておりますが、皆様には平成28年度第1回4月期総会にご出席いただきありがとうございます。

すでに皆様ご存知のとおり、今月14日に熊本県、大分県を中心とした地震が発生したわけです。平戸市におきましても、皆様方びっくりして起きられたのではないかと思います。熊本県では多くの皆様が被害に遭われております。そして、尊い命を落とされた方もおられます。農地関係の被害が、今日の新聞では236億円とでていたようです。我々に、直接関係ある農地につきましても77億円の被害が出ていると、新聞紙上に出ていたようでございます。甚大な自然災害の中で大変な復旧作業が行われているわけでございます。心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方のご冥福をお祈りいたします。そういった関係から平戸市でも消防署から5名、水道局から2、3名支援に行っているようでございます。また、4月30日から3日間、農業委員会にも派遣依頼が来ているわけでございます。今回、局長が自ら代表して行くということで、派遣職員として出張されます。どうか出張先では安全に給水活動に従事されることをお祈りいたします。

来月に入りますと、17、18日に、平成28年度第1回会長事務局長会議が諫早市で開催されます。これで平成28年度の農業委員会取組関係の全体が示されると思っております。局長と2人出席させていただき、内容につきましては後日報告させていただきます。

前後しますが、今月の5、6日東京で情報会議に出席させていただきました。その内容についてですが、農業新聞が継続的に定着した購読部数であるということが認められまして、団体表彰を受けてきましたので、ここにご報告させていただきます。一連の活動が認められたということでの表彰ですので、皆様方とともに喜びたいと考えています。

今日も3件の報告事項と5件の案件をご審議いただくわけですが、最後まで、慎重審議いただきますようお願いいたします。開会のご挨拶といたします。よろしくお祈りいたします。

す。

○事務局長

ありがとうございました。本日は、4番委員、14番委員、18番委員、23番委員、24番委員、30番委員、32番委員より欠席の旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。よって、出席委員は委員定数33名中、26名で定足数以上でありますので、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長にお願いいたします。

○議 長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。議事録署名委員に、27番委員、28番委員にお願いします。書記には事務局職員の参事を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議 長

これより平成28年4月期の会務報告と、平成28年5月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは平成28年4月期の会務報告と、平成28年5月期の行事予定をご報告させていただきます。

議案書の1ページをお開き下さい。

(4月会務報告、5月行事予定を報告)

○議 長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成28年度5月期の総会日程をあらかじめ

め決めたいと思います。次回総会を平成28年5月25日水曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、次回総会を平成28年5月25日水曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第1号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について 》

○議長

報告第1号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

資料2ページをお願いします。報告第1号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を説明いたします。

(報告第1号1～2番を朗読、2件)

○議長

引き続き農林課の提案説明を求めます。

○農林課

報告第1号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を説明いたします。

(パワーポイントを併用して説明：2件)

○議長

ただ今、事務局より報告第1号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

○委員

2人の将来的規模頭数はどのくらいですか。

○事務局

5年後の目標は、〇〇〇さんが30頭から50頭、〇〇さんが120頭から150頭の増等計画を持っております。遠い将来的には更なる増頭計画があります。

○委員

面積的には、その増頭でいいわけですか。一頭当たりの面積があったと思いますが、その範囲内で作られているということですか。

○事務局

そのとおりです。国の基準にも合致したような広さのものを作らせていただいています。

○議長

他にご質問ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結いたします。報告第1号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」につきましては、報告のとおり承認することにいたします。

《 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について 》

○議長

続きまして、報告第2号「農地法第4条の規定による届出について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

資料8ページをお願いします。報告第2号「農地法第4条の規定による届出について」を説明いたします。

(報告第2号1番を朗読、パワーポイントを併用して説明：1件)

○議長

ありがとうございました。ただ今、報告第2号「農地法第4条の規定による届出について」の説明が終わりましたので、審議に入ります。なにかご意見、ご質問ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないということですので、報告第2号「農地法第4条の規定による届出について」につきましては、報告のとおり承認することにいたします。

《 報告第3号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について 》

○議長

報告第3号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

○事務局

議案書9ページをお願いします。報告第3号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を説明いたします。

(報告第3号1～3番を朗読：3件)

○議長

ただ今、事務局より農業経営基盤強化促進法に係る合意解約についての案件につき、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。報告第3号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」につきましては、届出のとおり処理済みといたします。

《 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議長

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書10ページをお願いします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案第1号1～2番を朗読：2件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の案件について、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

意義がないようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり、決定いたします。

《 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 》

○議 長

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書11ページをお願いします。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案第2号1番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明が終わりましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明をお願いいたします。

○委 員

18日15時頃、北部委員5名、事務局2名、申請者代理人と現地を確認しました。後にわかったんですが、譲渡人は度島フェリーの乗組員でよく存じ上げている方でした。申請地

はフェリー栈橋から徒歩で約5分のところにありまして、先ほど説明がありましたとおり、2枚の田んぼの一部を分割登記して、宅地ということでございました。周囲はほとんど住宅地で取り囲まれたような所で、申請地の周りを2mの道路が走っていました。そこに住宅を建てるということで、排水関係につきましては、生活排水については合併浄化槽を設置します。それから雨水対策については、住宅が一段高い所なので、自然流下なのかははっきりしていませんが、隣の住宅の横に大きな排水パイプが通っていて、パイプの横に余地がありますので、雨水排水を集結して道路の側溝に落とすということになろうと思います。現状は玉ねぎが作られていたと確認してきました。度島では雨水をためて農業用水にする、一番上に溜池を作るという習慣がございますので、小さい溜池があちこち点在します。ここにも当然溜池がありまして、現在まで田んぼを作っていた状況でございます。なんら問題はないと見てきましたので、よろしくご審議方お願いいたします。

○議長

ありがとうございます。ただ今、事務局並びに関係委員さんからの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないようですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり、決定いたします。

《 議案第3号 非農地証明願について 》

○議長

続きまして、議案第3号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

資料1 2ページをお願いします。議案第3号「非農地証明願について」を説明いたします。  
(議案第3号1～6番を朗読、パワーポイントを併用して説明：6件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第3号「非農地証明願について」の説明が終わりましたので、  
ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委 員

整理番号1番について説明いたします。4月15日、事務局2名立会いの下、地元委員で  
現場を見たわけですが、45年以上耕作されていないという状況で、道もなくなっているよ  
うな状況でございます。山林、原野化しているような状況で耕作できる状況ではないという  
状況です。皆様のご審議をお願いいたします。

○委 員

整理番号2番について説明いたします。15日の午後から現場を見せていただきました。  
今は山林になっていますが、実は30年ぐらい前、構造改善事業と言いまして、みかんが相  
当植えられた所でございます。写真にありましたが、大きな杉、ひのきがあるわけですが  
あれはみかん園を植えた時の防風林です。1町近くの面積に植えたままで、みかんが価格  
暴落して手入れをせず山全体になった。防風林があのようになり、みかんの木は枯れて無く  
なっております。約30年近く荒れ放題です。私が若い時、全部みかん園で造成したところ  
です。山林で問題ない所です。よろしくをお願いします。

○委 員

3番の説明ですが、15日に北部担当委員5名と事務局で現地確認したところですが、事  
務局の説明のとおり竹林化していて、おまけにこの畑は片坂で道もないということで、当時  
は牛で耕していたところで、畑には戻らないということを確認してきました。ご審議よろし  
くお願いいたします。

○委 員

15日事務局と大島担当委員2名、申請者で現地確認を行いました。4番、5番は同じ場  
所にありましたので、一括して説明いたします。現場の現況を見ましたが、5番は3段の田  
んぼになっているんですが、道幅が1～3mで耕運機の入らない場所で、今はいのししが結  
構石垣を壊しています。車も耕運機も入らないところで、さっき言われたように、牛で耕し  
ていたところですが、平成7年頃から耕作放棄していると書いてありますが、国土調査が平成

4、5年に終わっているんですが、それ以前にも荒れていました。国土調査の時、大島村の場合は竹や小さな木が生えていても非農地には出来なかった。農地として残されたんですね。そういう事情で4番、5番とも平成7年より前から耕作放棄されていました。県道から写真をとったんですが、上から見ても田とわかるような状況ではなく、急勾配です。そういうことで今の状況では田んぼとしては難しいだろうと話し合ってきました。よろしくお願いします。

○委員

6番について説明します。4月18日地区役員5名、事務局2名に参加いただき現地確認をしたところです。事務局の説明のとおり、周囲も全部山林で原野化している状況でした。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員からの説明について、なにかご意見、ご質問ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第3号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり、非農地として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第3号「非農地証明願いについて」につきましては、原案のとおり、非農地として証明することに決定いたします。

《 議案第4号 第1回農用地利用集積計画(案)について 》

○議長

議案第4号「第1回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第4号「第1回農用地利用集積計画(案)について」説明いたします。議案書14ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)1年から3年になります。

(整理番号1番を朗読：1件)

次に議案書15ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年になります。

(整理番号1～4番を朗読：4件)

次に議案書16ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)10年以上になります。

(整理番号1～2番を朗読：2件)

次に議案書17ページをご覧ください。使用貸借権各筆明細になります。

(整理番号1～5番を朗読：5件)

○議長

ただ今、事務局より議案第4号「第1回農用地利用集積計画(案)について」について、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第4号「第1回農用地利用集積計画(案)について」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないということですので、議案第4号「第1回農用地利用集積計画(案)について」、については、原案のとおり決定いたします。

《 議案第5号 農作業賃金等の標準額(案)について 》

○議長

次に議案第5号「農作業賃金等の標準額(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局

議案第5号「農作業賃金等の標準額(案)について」を説明いたします。それでは資料18ページをお願いいたします。これは3月農業委員会総会でご審議いただきましたが、籾乾燥の設定でご意見いただき、事務局で再度調査を行い、提案するものです。籾乾燥の設定ですが、内容としましては、近隣の松浦市、川棚町、波佐見町を確認しましたが、こちらには籾乾燥という設定はありませんでした。他も調べましたが、県外にたまにありましたが、60キロ単位が多く、価格も600円から2,000円を超えるところまでいろいろありました。結論としましては、3月総会でもご意見がありました。籾乾燥については平成28年度農作業賃金等標準額(案)から削除するというご提案させていただきます。

○議長

ただいま事務局より議案第5号「農作業賃金等の標準額(案)について」の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第5号「農作業賃金等の標準額(案)について」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないということですので、議案第5号「農作業賃金等の標準額(案)について」、については、原案のとおり決定いたします。

○議長

それでは、本日予定しておりました議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ここでお謀りをいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決しました。

○議 長

これもちまして、平戸市農業委員会平成28年度第1回総会を閉会いたします。

— 午前10時35分 終了 —

10. 議事録の公開

公開する

11. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書
- ・資料2 農地賃借料情報の公表について
- ・資料3 農地を転用するときは農地法の許可が必要です

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事兼班長 福海 富美子

議事録署名

平成 28 年 5 月 13 日

会 長 丸 田 保

27 番委員 松 本 一 郎

28 番委員 福 田 延 之